

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

- 1 本日、人事委員会は、県議会と知事に対し、職員の給与等に関する報告を行うとともに、職員の特別給（期末・勤勉手当）の改定について勧告しました。
- 2 本年の職種別民間給与実態調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施することとなりました。  
特別給等の調査は、実地によらない方法により6月29日から先行実施し、実地が基本となる月例給の調査は、感染予防対策を徹底し、8月17日から実施したところです。  
県内においても、企業活動が大きな影響を受けている中、調査にご理解とご協力をいただきました民間事業所の皆様に対し、心から御礼を申し上げます。
- 3 今回の勧告では、特別給について、県内民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給月数が、職員の支給月数を下回ったことから、現行の年間4.15月分を年間4.10月分に引き下げることとしました。  
月例給については、調査結果に基づき改めて必要な勧告等を行うこととしています。
- 4 近年、豪雨災害や新型コロナウイルス感染症など危機的な事態が次々と発生する中、職員が県民の安全・安心を確保するため、努力を重ね日々全力で職務に取り組んでいます。困難な状況下の勤務ですが、引き続き職務に精励されるようお願いいたします。
- 5 島根県では、本年3月に新たな総合計画・総合戦略「島根創生計画」を策定し、人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根を目指して、今後5カ年にわたり、集中的に取り組むこととしています。  
県民の皆様の期待と信頼に応え、島根創生を実現するためには、職員一人一人が高い気概と使命感を持って、その能力を最大限に発揮することが重要です。  
このため、今回の報告において、多様で有為な人材の確保及び育成、能力・実績に基づく人事管理の推進、長時間勤務の是正や柔軟な働き方等への取組をはじめとする勤務環境の整備など、人事管理上の諸課題に対して鋭意取り組んでいく必要性について言及しました。
- 6 人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、職員の適正な処遇を確保しようとするものです。  
勧告を通じて、職員に適正な給与その他の勤務条件を確保することは、職員の努力や実績に報いるとともに、人材確保に資するものであり、組織活力の向上及び行政の効率的・安定的な運営に寄与するものです。  
県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請いたします。  
県民の皆様におかれましては、県行政各部において職員がそれぞれの職務を通じ、県民生活を支え、その向上に日々努めている実情について、深いご理解を賜りますようお願いいたします。

令和2年10月30日

島根県人事委員会委員長 本間 恵美子